(3) 補助事業計画の変更について

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施いただくことが原則です。

やむを得ず補助事業計画を変更する場合は、まず変更承認申請の要否を確認してください。 変更承認申請が必要であるにもかかわらず、<mark>事前に承認を得ずに計画を変更</mark>した場合、<u>補助</u> 金をお受け取りいただけなくなります。

<変更承認が必要なケース>

- 交付決定を受けた事業計画に対し、軽微でない内容変更を行う場合
 - ◆ 軽微か否かの判断は補助事業の手引きをご参照ください。
- 経費間で大幅な流用が見込まれる場合^{※1}

補助対象経費

(交付決定額)

変更後の

補助対象経費

(見込額)

- 経費区分を修正する場合
- 完了予定日を延長する場合^{※2} ※2実施期限を超えての延長はできません。
- ◇ 変更承認申請の要否の判断がつかない場合は、事前に事務局までお問合せください。

<変更承認の留意事項>

● 当初の計画にない取組や、新たな経費区分の追加はできません。

委託・外注費

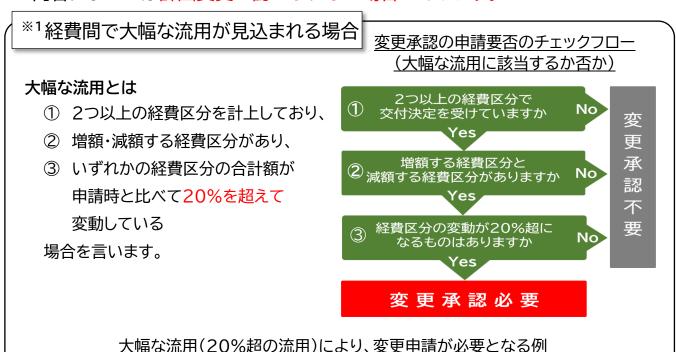
(20万円)

25%減

委託・外注費

(15万円) 🗔

● 内容によっては計画変更が認められない場合があります。



広報費

(30万円)

広報費

(35万円)